

改正

平成13年7月4日条例第22号

平成29年7月6日条例第33号

令和2年3月19日条例第7号

佐世保市通学区域審議会条例

(設置)

第1条 佐世保市立学校の通学区域の設定又は変更に関する事項を審議するため、佐世保市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会の委員は、10人とし、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 小・中学校及び義務教育学校を代表する者
- (2) 小・中学校及び義務教育学校のPTAを代表する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学識経験者

2 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(臨時委員)

第3条 前条の委員のほか、審議会に当該通学区域内の特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、当該通学区域内の関係者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該任務の事項に関する調査、審議が終了したとき、解任されたものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条の2 審議会の会議は、非公開とする。ただし、審議会において支障がないと認めた場合は、公開とすることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）による改正前の佐世保市附属機関設置条例（昭和45年条例第1号。以下「旧条例」という。）の別表の規定に基づく佐世保市通学区域変更委員会の委員は、この条例の規定に基づく佐世保市通学区域審議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。

3 前項に掲げるこの条例の規定による委員の任期は、旧条例の規定による委員の任期の残任期間とする。

附 則（平成13年7月4日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に新たに委嘱される委員の任期の終期は、当該附属機関においてすで

に委嘱を受けている他の委員がいる場合に限り、当該委員の任期の終期とする。

附 則（平成29年7月6日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。